

安全保障委員会

安全保障調査室

所管事項の動向

1 我が国を取り巻く安全保障環境

2022（令和4）年12月に策定された国家安全保障戦略は、普遍的価値を共有しない国家の勢力拡大、そのような国家による既存の国際秩序の修正を図ろうとする動きや力による一方的な現状変更の試みを指摘し、我が国を取り巻く安全保障環境を「戦後最も厳しくかつ複雑」と位置付けた。ロシアによるウクライナ侵攻や、東シナ海及び南シナ海における領有権の「既成事実化」を狙った中国公船の活動など、一部主要国による力による現状変更の試みにより、これまで我が国の平和と発展の基礎となってきた法の支配に基づく国際秩序が揺らぎつつある。

本来、国際社会の平和と安定の維持に主要な責任を負うべき国連安保理常任理事国による国際法を無視した行動や、常任理事国間の対立により、国連安保理は機能不全に陥っている¹。本年4月末には、国連安保理の下で対北朝鮮制裁の実施状況を監視してきた専門家パネルがロシアの拒否権により活動の停止を余儀なくされるなど²、国連安保理の機能不全は、我が国が位置する東アジア地域の安全保障環境にも直接的な影響を与えている。

また、中国、ロシア、北朝鮮は近年、相互の連携を深めつつある。2023（令和5）年秋以降、北朝鮮がウクライナ侵攻を続けるロシアに対して砲弾等を供与する代わりに、ロシアから衛星に関する技術支援を受けた可能性が指摘されているほか、本年6月には両国の間で、相互の軍事支援を定めた「包括的戦略パートナーシップ条約」が締結された。本年11月には、北朝鮮がロシアに派遣した兵士がウクライナとの戦闘に参加したことも確認されている。中露間でも、中露両軍による我が国周辺での艦艇の共同航行や爆撃機の共同飛行など、両国の連携による示威行動が続いている。このような動きに対し、我が国を含む自由、民主主義、法の支配などの価値観を共有する諸国は、北大西洋条約機構（NATO）、クアッド（日米豪印）などの枠組みや二国間の防衛協力を通じて連携を強化しているが、2024（令和6）年11月に行われた米大統領選挙の結果、2025（令和7）年1月にトランプ氏が再び大統領に就任する見通しとなったことにより、こうした取組への影響が注視されている。

我が国周辺には、核兵器を含む大規模な軍事力を有する国や地域が複数存在し、核戦力の増強が進む中で、その運搬手段となりうるミサイル戦力が質量ともに著しく増強されており、迎撃がより困難な極超音速兵器や低空を変則軌道で飛翔する弾道ミサイルなどの開発・配備も進んでいる。

さらに、最近の戦い方に目を転じると、ロシアによるウクライナ侵攻でも顕著にみられるように、民間の重要インフラ等へのサイバー攻撃やSNSを通じた偽情報の拡散など非

¹ 国際連合広報センター「2024年の優先課題に関するアントニオ・グテーレス国連事務総長の総会発言」令和6年2月7日

² 日米韓など11か国は2024（令和6）年10月16日、同年4月に活動を終えた専門家パネルの代替となる枠組みとして「多国間制裁監視チーム（MSMT）」を発足させたことを発表した。安保理傘下の専門家パネルと比べ、有志国による組織では制裁違反を抑止する実効性の低下が否めないとの指摘もある。

軍事と軍事を組み合わせたハイブリッド戦が展開されているほか、こうした行為が軍事侵攻以前の段階から行われるなど、有事と平時の区別も曖昧になりつつある。また、無人機、電磁波、人工知能（AI）、宇宙空間の活用が今後ますます進むものとみられ、我が国においてもこうした分野での対応が急務となっている。

【参考】我が国周辺における最近の中露による主な動向

年月	内容
—	尖閣諸島周辺において中国海警局の公船が恒常的に活動し、接続水域及び領海に侵入
2024. 7	中国海軍及びロシア海軍の艦艇計4隻が「共同パトロール」と称して大隅海峡を東に抜けて我が国周辺を共同航行（4日）
8	中国軍のY-9情報収集機1機が約2分間、長崎県・男女群島沖の領空を侵犯（26日、中国の軍用機による領空侵犯が確認された初の事例）
9	ロシア海軍と中国海軍が日本海などで大規模な合同演習を実施（10～16日） その後、両軍の艦艇計8隻が宗谷海峡を太平洋に向けて共同航行（23日）
	中国海軍空母「遼寧」が沖縄県・与那国島と西表島の間を初めて通過し、我が国の接続水域に一時侵入（17～18日、中国の空母が我が国の接続水域を航行した初の事例）
	ロシア軍のIL-38哨戒機が13時台から15時台にかけて3度にわたり北海道・礼文島付近の領空侵犯。航空自衛隊のF-15戦闘機及びF-35戦闘機が緊急発進し、赤外線誘導ミサイルなどをかく乱するフレア（火炎）を初めて発射（23日）
	中国が大陸間弾道ミサイル（ICBM）1発を発射し太平洋の公海上に着弾（25日）
10	中国が台湾を包囲する形で軍事演習を実施（14日）

（出所）防衛省資料及び報道を基に作成

2 石破総理の安全保障政策に関する主張と政権発足後の対応

石破総理は、本年9月に行われた自民党総裁選の期間中、外交・安全保障政策について、アジア地域において北大西洋条約機構（NATO）のような集団安全保障の枠組みとして「アジア版NATO」を創設し、同枠組みで米国の「核共有」や「核持ち込み」についても検討すべきことや、日米同盟の「対称化」を進めるため、米国内に自衛隊の訓練基地を設け、米国における自衛隊の地位を日米地位協定における米軍の地位と同水準にし、日米地位協定の改定につなげていくことなどについて持論を展開するとともに、安全保障基本法の制定や自衛官給与の早急な引上げについても主張していた³。このため石破政権発足後、これらの主張がどのように石破政権の外交・安全保障政策に反映されるかが注目されている。

しかし10月4日に行われた所信表明演説では、アジア版NATOや日米地位協定改定などの主張については一切言及がなく、唯一、自衛官の生活・勤務環境や処遇の改善に向けて関係閣僚会議を設置することに触れられたにとどまった。その後行われた代表質問で

³ 石破総理は、自身のホームページ上で自民党総裁選挙に向けた政策集を公表しているほか<https://ishiba2024.jp/contents/wp-content/uploads/2024/09/20240910_ishiba_policy.pdf>（2024.11.20閲覧）、石破総理が米国の保守系シンクタンク・ハドソン研究所に寄稿した論文が同研究所のホームページ上に掲載されている<<https://www.hudson.org/politics-government/shigeru-ishiba-japans-new-security-era-future-japan-foreign-policy>>（2024.11.20閲覧）。

も改めてこれらの持論について問われると、石破総理は「私自身の一国会議員としての考え方を累次述べてきたが、一朝一夕で実現するとは当然思っていない。一国の総理大臣として、まずは喫緊の外交、安全保障の課題に取り組んでいく必要があると考えている」と答弁した⁴。

また、石破政権の担当閣僚も、「(アジア版NATOは) 将来の一つのアイデアとしてはあると思うが、時間をかけて中長期的に検討すべき」(10月2日、岩屋外務大臣)、「(自民党に対し「アジアにおける安全保障の在り方」を検討するよう求めた10月9日の石破総理の指示を受けて) 最終的にどのような枠組みになることが適切かということは今後の議論次第だと思っており、いずれか特定の国を念頭に置いたものではない」(10月11日、岩屋外務大臣)、「(日米地位協定改定については) あくまでも日米同盟の抑止力を強化するという観点から取り組むべき課題はあるのだろうと思う。総理の考えも踏まえて政府としてどういう対応が一番望ましいか検討していきたい」(10月2日、岩屋外務大臣)、「(米国内への自衛隊訓練基地設置については) 幅広いオプションとして検討をしているということであり、まだ実際にそれを設置しようというところには至っていない」(10月2日、中谷防衛大臣)などと述べ、慎重な姿勢を示した。

石破総理は10月10日、インド太平洋地域の主要国の首脳が会するASEAN関連首脳会議に出席するためにラオスを訪問したが、10月9日夜に記者団に対してアジア版NATOを各国首脳に提起しないことを明言し、一連の会議や会談を通じてアジア版NATO構想に触れることはなかった。

他方、自民党では、日米地位協定の改定について、衆議院総選挙に向けた自民党公約に「米国政府と連携して事件・事故防止を徹底し、日米地位協定のあるべき姿を目指す」と盛り込んだほか、10月12日に日本記者クラブで行われた党首討論会で石破総理が「必ず実現する」と発言した。また、アジア版NATOについては自民党公約には盛り込まれなかったが、小野寺政調会長は10月10日の記者会見で、石破総理からの指示を受けて、衆議院総選挙後にアジアにおける安全保障の在り方を議論する組織を立ち上げる意向を明らかにした。

3 安保三文書に基づく防衛力整備等に向けた主な動き

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、2022(令和4)年12月、①国家安全保障戦略、②国家防衛戦略及び③防衛力整備計画(いわゆる「安保三文書」)が策定された。

	期間	主な内容
①国家安全保障戦略	おおむね10年程度の期間を念頭に置いて策定されている。	我が国の安全保障に関する最上位の政策文書
②国家防衛戦略		スタンド・オフ防衛能力、統合防空ミサイル防衛能力(反撃能力を含む)、無人アセット防衛能力、領域横断作戦能力、指揮統制・情報関連機能、機動展開能力・国民保護、持続性・強靱性の7つの分野を重点として防衛力整備を行うこととしている。
③防衛力整備計画		おおむね10年後の自衛隊の体制と5年間の経費総額・主要装備品の整備数量などを示す。

⁴ 第214回国会衆議院本会議(令6.10.7)石破内閣総理大臣答弁

(1) 統合作戦司令部の創設

②国家防衛戦略及び③防衛力整備計画に、陸海空自衛隊の一元的な指揮を行い得る常設の統合作戦司令部を創設することが明記された。これを受け、「統合作戦司令部」が2024（令和6）年度に市ヶ谷に設置される。同司令部は、当初の人員を約240人とし、その長である統合作戦司令官には、陸海空幕僚長と同格の将官を充てることとされている⁵。

2024（令和6）年7月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）の共同発表では、自衛隊の統合作戦司令部の米側のカウンターパートとして、在日米軍をインド太平洋軍司令官隷下の統合軍司令部として再構成する方針が示されており⁶、今後の自衛隊と米軍の指揮統制の連携の在り方が焦点となっている⁷。

(2) スタンド・オフ防衛能力の整備

安保三文書は、スタンド・オフ防衛能力等を自衛隊が反撃能力として用いることを想定しており、そのための具体的な装備品として、国産の12式地对艦誘導弾（12SSM）能力向上型、島嶼防衛用高速滑空弾及び極超音速誘導弾の開発・試作や量産に加え、トマホーク等の外国製スタンド・オフ・ミサイルの着実な導入を進めることとしている。

政府は、スタンド・オフ・ミサイルの早期整備を目指しており、米国製のトマホークの取得と12SSM能力向上型（地上発射型）の配備については、当初計画の2026（令和8）年度から2025（令和7）年度に1年前倒しした。

各種スタンド・オフ・ミサイルの整備予定

例	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
12SSM 能力向上型	★量産着手(地発型)		▼配備予定(地発型) ★量産着手(艦発型)		
潜水艦発射型 誘導弾	□開発着手(～R9)		★量産着手		
新地对艦・地对地 精密誘導弾	□開発着手(～R12)				
島嶼防衛用 高速滑空弾	★量産着手(早期装備型) □開発着手(能力向上型)(～R12)		▼配備予定 (早期装備型)		
極超音速誘導弾	□開発着手(～R13) ◆製造態勢拡充 ◆製造態勢拡充				
トマホーク			▼配備予定		

※令和7年度以降のスケジュールについては全て予定

(出所) 防衛省「令和7年度概算要求の概要」(2024.8.30) 7頁

(3) 同志国等との安保協力の進展

安保三文書は同志国等との連携の強化を図っていくこととしており、②国家防衛戦略に

⁵ 防衛省「令和6年度予算の概要」(2024.3.29) 10頁、「令和6年版 防衛白書」242頁

⁶ 外務省「日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）」(令和6年7月28日) 3頁

⁷ 例えば、自衛隊の指揮権の独立性の担保が課題であるといった指摘が見られる。『朝日新聞』(2024.7.29)、『毎日新聞』(2024.7.31) など。

は、円滑化協定(RAA)、物品役務相互提供協定(ACSA)、防衛装備品・技術移転協定等の制度的枠組みの整備を更に推進することが明記されている。

最近の動きとしては、2024(令和6)年5月に日仏RAAの交渉開始が日仏首脳間で合意されたほか、7月の日比「2+2」の際に日比RAAが署名された⁸。

また、同年1月に署名された日独ACSAが、5月の関連法案の成立と6月の国会承認を経て、7月に発効した⁹。さらに、同年10月に日伊ACSAが実質合意に至っている。

(4) AIの活用促進、サイバー人材の確保・育成

ア 防衛省AI活用推進基本方針

②国家防衛戦略及び③防衛力整備計画において、防衛省・自衛隊のAI活用推進が謳われたことを踏まえ、2024(令和6)年7月、防衛省は、初のAI活用推進の基本方針である「防衛省AI活用推進基本方針」を策定した。同文書では、目標の探知・識別、情報の収集・分析、指揮統制、後方支援業務、無人アセット、サイバーセキュリティ、事務処理作業の効率化の7分野で重点的にAI活用を図ることとされた。また、AIの利用に伴うリスクへの対応、データ基盤の構築、AI・データ人材の確保・育成、研究開発など、幅広い事柄についての考え方が示されている。

防衛省・自衛隊によるAIの活用をめぐるのは、大幅な省力化が期待できる一方、AIによる誤判断などのリスクへの対処や、それを使いこなせる人材の確保などが課題として指摘されている¹⁰。

イ 防衛省サイバー人材総合戦略

安保三文書は、「能動的サイバー防御¹¹」のための体制整備の検討を盛り込む一方、自衛隊のサイバー防衛能力強化に向けた大幅な体制拡充を目指すこととしている¹²。これを踏まえ、2024(令和6)年7月に防衛省は、サイバー人材に係る取組の方向性を示した「防衛省サイバー人材総合戦略」を策定した。同文書では、サイバー領域の能力強化の中核は「ヒト」であるとの認識の下、特定、確保、育成、維持・管理及び、これら4つ全てを統合するための総合的な強化の5つの柱に沿って人材施策が検討されている。そして、具体的な取組としては、個々のサイバー人材の多様な役割や職階などに応じた新たなスキル評価指標の検討・策定(特定)、サイバー分野での勤務を重視したキャリアパスの明確化、サイバー分野での予備自衛官の活用(確保)、高等工科大学システム・サイバー専修コースや

⁸ 我が国のRAA締結相手国は、2か国(豪州、英国)。このような我が国のRAA締結による安全保障協力の強化について、対中牽制と捉える指摘もある(『読売新聞』(2024.5.1)、『産経新聞』(2024.7.9)など)。

⁹ ACSAの締結はドイツで7か国目となった。

¹⁰ 『毎日新聞』(2024.8.30)

¹¹ ①国家安全保障戦略では、武力攻撃に至らないものの、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、これを未然に排除し、また、このようなサイバー攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するために能動的サイバー防御を導入することとしている。

¹² ③防衛力整備計画は、2027(令和9)年度を目途に、自衛隊サイバー防衛隊等のサイバー関連部隊を約4,000人に拡充し、さらに、システム調達や維持運営等のサイバー関連業務に従事する隊員に対する教育を行い、これにより、防衛省・自衛隊のサイバー要員を約2万人体制とすることとしている。

国内外の教育機関における教育コースの拡充（育成）、スキル・意欲などに配慮した柔軟な配置、「サイバーき章」や特技等の検討による人事管理（維持・管理）、防衛省サイバーCOEの設置による産官学連携、リボルビング・ドアの実現（総合的な強化）などが挙げられている。

他方、社会全体でのサイバー人材の需要が増してきていることから、同文書で示された民間と自衛隊との間で人材が行き来する柔軟な仕組みを実現できるのか、待遇や機密保持を含めた具体策を問う声もある¹³。

4 防衛装備移転三原則等の見直しと次期戦闘機共同開発等

(1) 国家安全保障戦略等を踏まえた防衛装備移転三原則等の改正（2023（令和5）年12月）

国家安全保障戦略等において、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討することが明記された。自民、公明両党の与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（与党WT）は、中間報告となる2023（令和5）年7月の論点整理を経て、同年12月、政府への提言を取りまとめた。同提言を受け、防衛装備移転三原則及び運用指針の改正が行われ、ペトリオット・ミサイルの米国への移転を可能にするなど、ライセンス生産品のライセンス元国への輸出などが認められることとなった。一方、焦点であった国際共同開発・生産における我が国から第三国への完成品の直接移転や、救難、輸送、警戒、監視及び掃海に完成品の輸出を限定した5種類の在り方等については、与党WTにおいて引き続き議論を行うこととされた。

(2) 次期戦闘機共同開発と防衛装備移転三原則運用指針の改正（2024（令和6）年3月）

2022（令和4）年12月、我が国は、英国、イタリアとともに、次期戦闘機の共同開発を行う「グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）」を発表し、翌2023（令和5）年12月、政府間の効率的な協業体制の構築のため、GCAP（ジーキャップ）を管理・運営する国際機関「GCAP政府間機関（GIGO）」を設立することになった。GIGO（ジャイゴ）の初代トップ（GCAP実施機関の首席行政官）には日本人¹⁴が就任する予定である。また、GIGOの職員については、3か国の政府から合わせて数百人規模の要員派遣が必要であり、防衛省は、自衛官や事務官、技官を派遣する方針である。2024（令和6）年10月の日英伊防衛相会合（ナポリ）では、企業側からGIGOのカウンターパートとしての合弁企業（JV¹⁵）の設立に向けた準備が進展したとの報告があり、翌2025（令和7）年中にGIGOとJVとの間で、最初の統合契約を締結することを確認した。共同開発では、今後5年程度で仕様や性能を確定させ、2035（令和17）年までの初号機配備を目指している。

¹³ 『朝日新聞』（2024.7.7）

¹⁴ 2024（令和6）年10月の日英伊防衛相会合後、中谷防衛大臣は、岡真臣元防衛審議官を充てる意向を示した（防衛省ホームページ「防衛大臣臨時記者会見」令和6年10月19日）。

¹⁵ JVには三菱重工、英BAEシステムズ及び伊レオナルドなどが参加する。2024（令和6）年10月に都内で開催された「国際航空宇宙展」では、次期戦闘機の模型の展示も行われ、開発を担う3か国の企業は、各国の防衛関係者を招いて開発状況を説明した（『NHKニュース』（2024.10.16））。

G C A Pを推進するに当たり、我が国からパートナー国以外の第三国への直接移転の在り方が改めて議論され、政府は、2024（令和6）年3月、G C A Pに係る完成品を我が国から第三国に移転し得ること等について閣議決定するとともに、運用指針を一部改正し、①今回、第三国への直接移転を認めるのはG C A Pに限定、②移転先は国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束の締結国（現在15か国）に限定、③現に戦闘が行われている国には移転しない、という三つの限定を明記した。しかし、これら無制限な輸出拡大を防ぐ歯止め策に関しては、今後、輸出対象の装備品がなし崩し的に拡大する可能性や締約国の増加、輸出相手国がいつ紛争に巻き込まれ「現に戦闘が行われている国」にならないとも限らないといった懸念が示されている。また、今後、実際に次期戦闘機を我が国から第三国に移転する際には、個別の案件ごとに閣議決定を行うことになるものの、政府・与党のみで決定し、国会の関与がないため、武器輸出に議会の報告・承認が原則必要な米国と比べ、厳格性や透明性は低いとの指摘も見られる¹⁶。

防衛装備移転三原則等改正による移転基準緩和の主なポイント

（2023（令和5）年12月及び2024（令和6）年3月改正）

	改正前	改正後
ライセンス生産品の提供	米国からのライセンス生産品に係る部品・役務のみが提供可能	<u>米国由来以外も含むライセンス生産品（完成品を含む）をライセンス元国へ提供可能に</u> ※ただし、自衛隊法上の武器 ¹⁷ は、ライセンス元からの更なる提供については、我が国安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は除く。
修理等の役務の提供	民間事業者が行う修理等の役務提供は米軍向けに限定	<u>米軍以外の安全保障協力関係のある国に対しても、修理等の役務提供を可能に</u>
部品の移転	部品であっても、国際開発生産か米国ライセンス品を除き、5類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）に該当しない限り、移転できない	「部品」の定義を明確化（※）した上で、 <u>安保協力関係のある国に対しては、部品は総じて移転可能に</u> ※「完成品の一部として組み込まれているものをいう。ただし、そのみで装備品としての機能を発揮できるものを除く。」
被侵略国への非武器支援	ウクライナ向け、かつ、自衛隊不用装備品（武器を除く）の無償・低額譲渡に限定	<u>侵略等を受けた国に対し、自衛隊法上の武器には該当しない装備品を移転可能に</u>
5類型（救難、輸送、警戒、監視及び掃海）	5類型に必要な武器が移転可能か否かは、具体案件がなかったこともあり、必ずしも明確ではない	<u>本来業務や自己防護に必要な武器の搭載を可能であることの明確化</u>
国際共同開発・生産	パートナー国との国際共同開発・生産と、パートナー国からの第三国移転は可能	①パートナー国が完成品を移転した第三国へ、我が国から部品や技術の直接移転も可能に ②G C A Pに限定して、完成品の第三国への直接移転が可能（2024（令和6）年3月改正）

（出所）内閣官房資料を基に作成

¹⁶ 『東京新聞』（2024.3.27）、『毎日新聞』（2024.3.27）など

¹⁷ 火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等をいう（なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、部品を除く。）。

(3) 最近の防衛装備移転に関する動き

ア インド海軍に対する艦艇用アンテナ「ユニコーン」の移転

2024（令和6）年11月15日、防衛省は、インド海軍に対する艦艇搭載用複合通信空中線「ユニコーン」の移転に関して、日印防衛装備品・技術移転協定（2016（平成28）年3月発効）に基づく細目取極に署名をしたと発表した。防衛装備移転三原則等に基づく完成装備品の移転は、フィリピン向けの警戒管制レーダーに次いで2例目となる。

イ 豪州の新型フリゲート艦導入計画

2024（令和6）年9月、豪海軍は、新型フリゲート艦の導入を検討しており、我が国は豪州との共同開発の候補国となっていることが報じられた¹⁸。これについて、同年11月17日、日米豪防衛相会談後の共同記者会見で、マールズ豪副首相兼国防大臣から、日本が新型艦の共同開発国の最終候補国に残っている旨の発言があった¹⁹。我が国が受注すれば、次期戦闘機に続く国際共同開発の大型案件となる。

5 防衛関係予算等

(1) 5年間の防衛力整備水準等

防衛力整備計画では、2023（令和5）年度から5年間に必要な防衛力整備の水準に係る金額は43兆円程度²⁰とされている。

また、各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、一定の措置²¹を別途とることを前提として、40兆5,000億円²²程度（2027（令和9）年度は8兆9,000億円程度）とされている。

さらに、同計画に定められたこれらの金額とは別に、国家安全保障戦略では、2027（令和9）年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組を合わせ、そのための予算水準を2022年現在のGDPの2%に達するよう所要の措置を講ずることが示されている²³。

同計画を実施するための財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金、税制措置等において所要の措置を講ずることとされているものの、税制措置の開始時期については、決定に至っていない。

¹⁸ 『産経新聞』（2024.9.3）、『東京新聞』（2024.9.3）など

¹⁹ 豪州の複数のメディアは、もう1か国はドイツだとしている『NHKニュース』（2024.11.17）。

²⁰ 円安や資材価格の高騰により装備品の価格が上昇し、5年間の総額が43兆円の枠内に収まらないのではないかと指摘もなされたが、政府は、43兆円を超過するということは考えていない旨説明している（第212回国会衆議院予算委員会議録第2号39頁（令5.10.27）、木原防衛大臣答弁）。

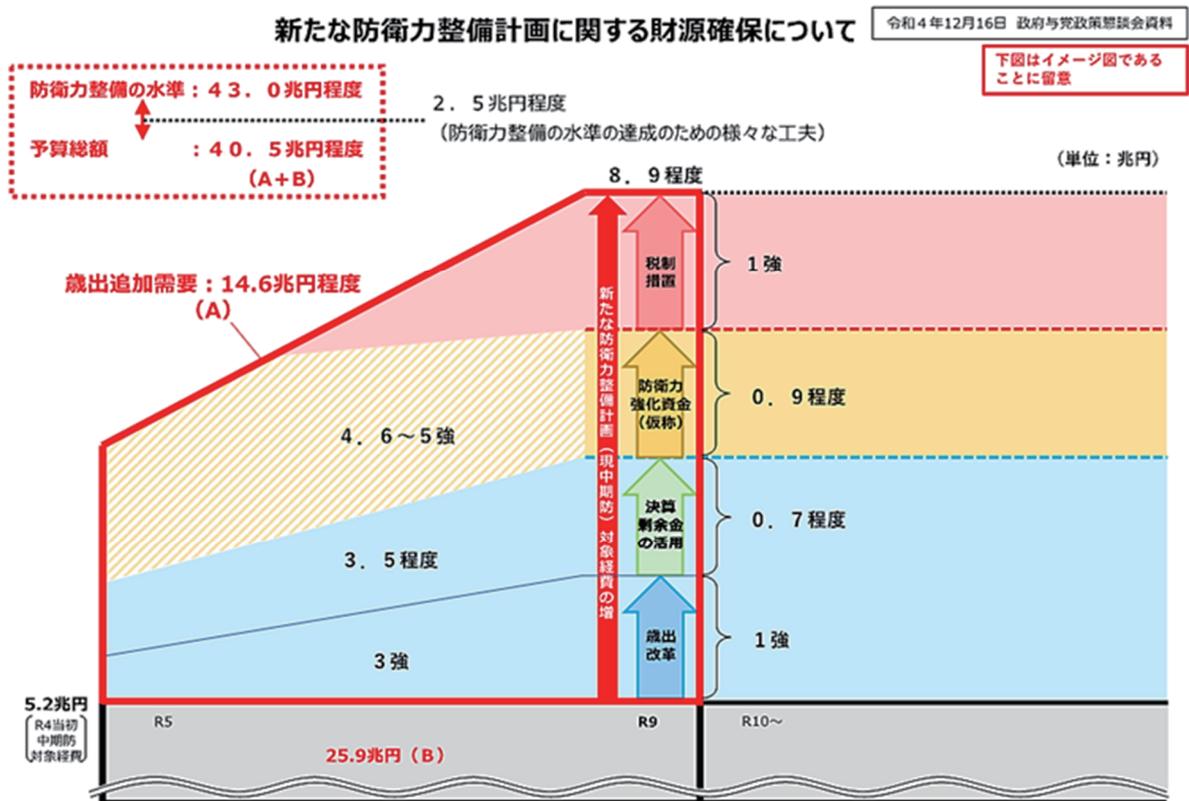
²¹ 一定の措置とは、①自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと（1兆6,000億円程度）、②一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用すること（9,000億円程度）である。

²² この40兆5,000億円と、前掲脚注の①と②の合計額である2兆5,000億円を足すと、43兆円となる。

²³ GDPの2%は約11兆円規模である。国家安全保障戦略では、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の4分野が挙げられている。

石破総理は、増税開始時期を年末にかけての税制改正議論の中で決着させる考えを示している²⁴が、総選挙の結果、石破政権が少数与党になったことから、与党幹部は、野党との協議の必要性を指摘している²⁵。

一方で、2025（令和7）年1月に米国でトランプ政権が発足する見通しになったことで、前政権時に、防衛費や在日米軍駐留経費の増額を求められた経緯を踏まえ、再びこれらの増額を求められる可能性が懸念²⁶される。また、トランプ氏の経済政策で円安が進むと、米政府から防衛装備品を購入する「対外有償軍事援助（FMS）」で日本の支払いが円安の影響を受け²⁷、防衛費の増大を招く恐れがある²⁸との見方もある。



(出所) 財務省『令和5年度予算のポイント』6頁

(2) 2025（令和7）年度防衛関係費概算要求

2025（令和7）年度概算要求においては、防衛力整備計画期間内の防衛力抜本的強化の実現に向け、過去最大の8兆5,389億円（対前年度当初予算8,140億円（10.5%）増）が計上されている。

本概算要求における主な事業は、以下のとおりである。

²⁴ 『日本経済新聞』（2024.10.16）

²⁵ 『共同通信』（2024.11.15）

²⁶ 『読売新聞』（2024.11.14）

²⁷ FMSで、2023年度の支払いが円安の影響を受け、当初の想定より1,239億円増えていたことが会計検査院の調べで判明した。FMSの契約は為替の影響を考慮した内容ではなく、多額の為替差損が生じていた。（『朝日新聞』（2024.11.6））

²⁸ 『東京新聞』（2024.11.8）

<p>1 スタンド・オフ防衛能力【約9,700億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12式地对艦誘導弾能力向上型(艦発型)の取得(170億円) ・潜水艦発射型誘導弾の取得(30億円) ・極音速誘導弾の製造態勢の拡充等(2,569億円) ・衛星星座の構築(3,232億円) 	<p>4 領域横断作戦能力【約1兆6,356億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期防衛通信衛星等の整備(1,353億円) ・サイバー領域における意思決定支援システムの整備(41億円) ・新型FFM(護衛艦)の建造(3隻:3,140億円) ・戦闘機(F-35A)の取得(8機:1,249億円)
<p>2 総合防空ミサイル防衛能力【約5,373億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イージス・システム搭載艦の整備に伴う関連経費(808億円) ・移動式警戒管制レーダー(TPS-102)の取得(79億円) ・FC(火器管制)ネットワークを整備(8億円) 	<p>5 指揮統制・情報関連機能【約4,071億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代JADGE(仮称)の整備(126億円) ・防衛省クラウド(仮称)基盤の整備(965億円)
<p>3 無人アセット防衛能力【約1,032億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞空型UAVの取得【機種選定中】 ・艦載型UAV(小型)の取得(37億円) ・小型攻撃用UAVの取得(30億円) 	<p>6 機動展開能力・国民保護【約4,476億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空中給油・輸送機(KC-46A)の取得(4機:2,068億円) ・民間輸送力活用事業(6隻:509億円)
<p>7 持続性・強靱性【約2兆9,522億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾薬の確保(3,440億円) ・装備品等の維持整備(1兆7,511億円) ・施設の強靱化(8,571億円) 	<p>次世代JADGE(仮称)のイメージ</p>

注：赤字は新規事業

(出所) 防衛省資料を基に作成

歳出予算(三分類)

(単位:億円)

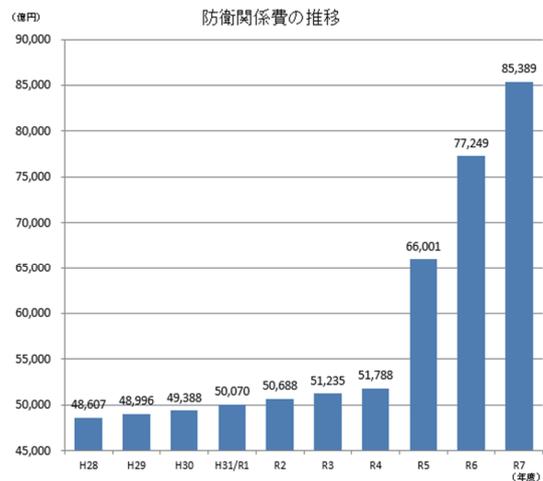
区分	令和6年度予算額		令和7年度概算要求額	
		対前年度増△減額		対前年度増△減額
防衛関係費	77,249 (79,496)	11,248[17.0] (11,277[16.5])	85,389 (85,389)	8,140[10.5] (5,893[7.4])
人件・糧食費	22,290	320[1.5]	22,728	438[2.0]
物件費	54,960 (57,206)	10,927[24.8] (10,957[23.7])	62,661 (62,661)	7,702[14.0] (5,455[9.5])
歳出化経費	37,928 (39,480)	12,745[50.6] (12,949[48.8])	44,527 (44,527)	6,599[17.4] (5,047[12.8])
一般物件費	17,032 (17,727)	△1,818[△9.6] (△1,992[△10.1])	18,134 (18,134)	1,103[6.5] (408[2.3])

(説明)

- ・[]は、対前年度伸率(%)である。
- ・計数については、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
- ・「防衛関係費」の行の下段()内は、SACC関係経費、米軍再編関係費のうち地元負担軽減分を含んだものである。
- ・「防衛関係費」は、防衛省が所管する経費、防衛省のシステムに係るデジタル庁所管経費を含めたものである。
- ・SACC関係経費、米軍再編関係費のうち地元負担軽減分、可動助向上・弾薬確保等について、事項要求としている。

(出所) 防衛省資料を基に作成

防衛関係費の推移



※ SACC関係経費及び米軍再編関係費のうち地元負担軽減分に係る経費等を含む事項要求を除き、防衛省のシステムに係るデジタル庁所管経費を含む。令和7年度は概算要求額

(出所) 防衛省資料を基に作成

なお、本概算要求における、FMSによる装備品等の取得にかかる要求額は約9,108億円で、前年度当初予算額に比べ約208億円減少している。

主な事業としては、空中給油・輸送機(KC-46A)の取得(4機)に2,068億円、戦闘機(F-35A)の取得(8機)に1,249億円、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル(SM-3ブロックIIA)の取得に689億円が計上されている。

FMSによる装備品等の取得にかかる予算額(当初予算)の推移(契約ベース)



※ 令和7年度は概算要求額

(出所) 防衛省資料を基に作成

一方で政府は、2023（令和5）年度決算において、1,300億円程度の不用額が発生する見込みを明らかにしており、その上で「不用の割合が例年と比して高いものではない。」と説明している²⁹。

6 在日米軍問題

我が国は、日米安全保障条約第6条に基づき米軍に対して施設・区域を提供しているが、在日米軍基地に関連して、航空機事故や騒音、環境汚染、女性に対する暴力などの様々な事件・事故が発生しており、基地を抱える地域にとって大きな負担となっている。また、これらの事件・事故の解明や対応に当たり日米地位協定が壁となることが多いことから、国内では同協定の改定を求める声も上がっている。

近年、注目を集めている事例としては、以下のようなものがある。

(1) 屋久島の沖合で発生したCV-22 オスプレイの墜落事故に関する事故調査報告書

2023（令和5）年11月29日に屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属のCV-22 オスプレイの墜落事故の事故調査報告書が、2024（令和6）年8月2日、米空軍事故調査委員会から公表された。

墜落事故の原因について、防衛省が公表した当該報告書の概要³⁰等は、左側のプロップローター・ギアボックス（PRGB）の破損による機体の不具合と、警告灯が表示されたにもかかわらず適切な対応をとらなかった操縦者のリスク管理が不十分であった点を指摘するものの、安全対策についての記述は見られない。

政府は本報告書の公表を受け、現在運用中のオスプレイにつき運用停止や制限を求めることはないとの立場であり、安全対策についても、①チップ探知機による予防的点検と維持整備の頻度の増加、②航空機の整備記録の確認、③通常時・緊急時の搭乗員の手順の更新、④運用計画の更新といった措置を講じることで、同様の事故を予防・対処し、安全に飛行を行うことが可能との見解を示している³¹。

しかし、PRGBの破損の原因であるハイスピード・ピニオンギアの破断について、政府は二次的な損傷により初期破損の痕跡が不明瞭になったことから正確な根本原因は特定できていないことを明らかにしており³²、事故の根本的な原因がわからないまま運用を継続することに対して、その安全性を疑問視する声も聞かれる³³。

²⁹ 首相官邸ホームページ「内閣官房長官記者会見」令和6年7月10日午前

³⁰ 防衛省ホームページ「屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属のCV-22 オスプレイの墜落事故に関する事故調査報告書について」令和6年8月2日

³¹ 防衛省ホームページ「木原防衛大臣記者会見」令和6年8月2日

³² 同上

³³ 2024（令和6年）年10月には、陸上自衛隊V-22 オスプレイについて損壊事故が発生した。政府は、本件事故は人的要因に起因するものであるとしている（陸上自衛隊ホームページ「陸自V-22の航空事故の調査結果について」令和6年11月14日）。

(2) 在日米軍関係者による犯罪に関する情報共有体制の見直し

2024（令和6）年6月、相次いで発覚した沖縄県における米軍関係者の性犯罪事案について、県警及び外務省は事案を把握しながら、県や防衛省への情報共有を行っていなかったことが明らかとなり、地元では反発が強まっている。

こうした状況を踏まえて、同年7月5日、政府は在日米軍による犯罪における国内情報共有体制の運用を改め、沖縄県内での米軍関係者による性犯罪事案について、捜査当局が非公表としたものであっても可能な範囲で県に情報提供する方針を明らかにした³⁴。その後、9月5日には、6月下旬に発生した米兵による性犯罪事案につき、情報共有体制の見直し後では初となる沖縄県への情報共有が行われた。

(3) P F A S³⁵による水質汚染問題

近年、普天間飛行場（沖縄県）や横田飛行場（東京都）等、各地の在日米軍基地周辺の河川や地下水等から、国の暫定目標値（P F O S・P F O Aの合計値で50ng/l）を超える濃度のP F A Sが検出され、周辺住民に不安視されている。

米軍基地が集中する沖縄県では、2016（平成28）年に北谷浄水場やその取水源からP F A Sが検出されたことを契機としてP F A Sの問題に対する関心が高まっていたが、最近では沖縄県以外の米軍基地でも、基地周辺の地下水等から国の暫定目標値を上回る濃度のP F A Sが検出されたり、漏出の事案が相次いで明らかになっている。

2015（平成27）年に締結された日米地位協定環境補足協定では、環境に影響を及ぼす事故が発生した場合における米軍基地への立入調査の手続を定めているが、同手続は、環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生し、米軍から通報が行われることを前提としている。このため、これらの条件に該当しない、基地周辺で検出されたP F A S汚染の原因を特定するための立入調査³⁶については、在日米軍が持つ米軍施設・区域に対する排他的な管理権に阻まれ、必ずしも関係自治体の要望どおりには実現していない。

2024（令和6）年8月に横田基地で発生した汚染水漏出事案は米側から通報が行われているため、今後、関係自治体による立入調査の行方が注目される。

³⁴ 首相官邸ホームページ「内閣官房長官記者会見」令和6年7月5日午後

³⁵ P F A Sとは、有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称であり、1万種類以上の物質があるとされる。このうち、撥水・撥油性や熱・化学的安定等を示すものが泡消火薬剤やフライパン、半導体用反射防止剤などに幅広く使用されてきたが、分解されにくく、人体や環境に蓄積して悪影響を及ぼす可能性が指摘されていることから、一部の物質（P F O S及びP F O A）が、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律において、制限の対象物質として指定されている。

³⁶ 後述の表「近年の主なP F A S漏出事案」に挙げた事案のほか、沖縄においても米軍基地への立入調査が認められた事案がある（第211回国会衆議院予算委員会第三分科会議録第1号21頁（令5.2.20）林国務大臣答弁）。

近年の主なPFAS漏出事案

基地名	主な事案等
横田基地 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ・2010～12年に3回にわたり泡消火剤の漏出事故が発生していたことを米軍が2019年1月に防衛省に伝達していたが、防衛省が関係自治体に伝えたのは2023年6月だったことが2023年7月に報じられた。 ・2023年1月にも泡消火剤（代替品）の漏出事故が発生していたことが同年11月に報じられた。汚染水からはPFOS及びPFOAが検出されており、代替品にはPFOS及びPFOAは含まれていないとしていた米軍の説明が偽りだった可能性も指摘されている。 ・2024年10月、米軍は去る8月の豪雨により、PFASを含む汚染水が基地外へ流出した可能性を認めた。 ・同年11月20日、都は、国が基地からの排水を調査したところ、PFOS及びPFOAの合計値が暫定指針値を下回った旨、前日に国から情報提供があったことを公表した。
厚木基地 (神奈川県)	<p>2022年9月、米側から政府に対し、基地内における泡消火剤の放出と基地外への漏出が通報された。</p> <p>翌10月に防衛省や県等が行った基地への立入調査による検査の結果、基地内の調整池において国の暫定目標値の約18倍に当たる濃度のPFASが検出された。</p>
横須賀基地 (神奈川県)	<p>2022年6月、米側から政府に対し、PFOS等を含む排水が横須賀基地外に流出した可能性があるとの通報があった。同年10月にかけて、米軍による基地内の排水分析では、いずれも国の暫定目標値を超える濃度のPFASが検出された。</p> <p>同年11月、米側が対策を講じた結果、翌12月に防衛省や市等が行った基地への立入調査による検査では、PFASは国の暫定目標値を下回っていた。</p> <p>2023年7月、米側は「原因の特定は困難」と結論付けた。</p>
岩国基地 (山口県)	<p>2024年11月13日、市民団体が基地に隣接する遊水池で採水したサンプルから、国の暫定目標値の約3.5倍のPFASが検出されたことを発表した。</p>

(出所) 報道等を基に作成

なお、2024（令和6）年4月、米環境保護局（EPA）は、飲料水におけるPFASの含有基準（PFAS、PFOAの基準値：各4ng/l）を決定した。今後、この基準が在日米軍基地にどのように適用されていくのか、基地内の飲料水の確保、汚染源の特定、米軍による地下水の除染という点からも注視していく必要性が指摘されている³⁷。

7 防衛省・自衛隊をめぐる課題

(1) 人材確保に向けた課題

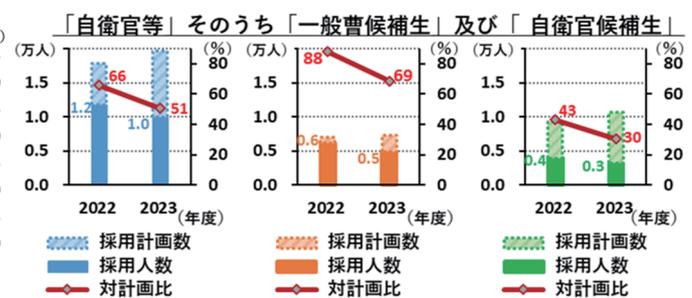
自衛隊員は、我が国の防衛力の中核であり、防衛力の強化には必要な人材確保と能力・士気の向上が不可欠である。しかし、民間の労働市場の改善や、働き方に対する意識変化により、自衛官等³⁸の採用環境は依然として厳しい状況が続いており、2023（令和5）年度の採用計画達成率は、前年度の66%から自衛隊創設以来最低の51%³⁹へ低下した。

【参考】自衛官等の応募者数等



(出所) 防衛省資料に基づき作成

【参考】自衛官等の採用計画達成率



(出所) 防衛省資料に基づき作成

³⁷ 『東京新聞』（2024. 6. 9）

³⁸ 一般幹部候補生、防衛大学校等の学生・生徒、一般曹候補生、自衛官候補生等の各採用試験で採用される者

³⁹ これまでの過去最低は、1993（平成5）年度の56%（『朝日新聞』（2024. 7. 9）など）

政府は、2024（令和6）年10月9日、自衛官の処遇・勤務環境の改善や、新たな生涯設計の確立等のための方策をとりまとめるため、石破総理を議長とする関係閣僚会議⁴⁰を設置した。同年11月8日に開催された第2回会合では、検討の方向性について意見が交わされ、給与体系の見直しの必要性や再就職支援の拡充策の必要性などについての各省の見解が示された。政府は、同年12月までに関係省庁が連携して取り組むべき方策の方向性及び2025（令和7）年度予算に計上すべき項目を取りまとめるとしている。

(2) 不祥事に対する大量処分

防衛省は、2024（令和6）年7月12日、一連の不祥事に対する懲戒処分等を公表した。処分の概要は、①特定秘密保護法⁴¹上の漏えい及び不適切な取扱い（約120名を懲戒処分等）、②同省幹部職員による威圧的な言動により部下等を委縮させたパワーハラスメント（3名を懲戒処分）、③海上自衛隊における服務事案（潜水手当⁴²の不正受給（約80名を懲戒処分等）及び隊員食堂における不正喫食（約20名を懲戒処分））であり、処分とは別途、防衛大臣給与の自主返納（1か月）及び海上幕僚長の交代（同月19日付）を行うとした。

同省では、不祥事の発生原因については、個々の被処分者に順法精神・倫理観・使命感・自己規律が欠如していたとするものから、海上自衛隊では幹部職員までが誤った理解の下で特定秘密の取扱いを行っていたように組織全体に関わるものまで多岐にわたるとし、不祥事についての再発防止策の徹底を図り、国民の信頼を取り戻すこととしている。

なお、潜水手当の不正受給事案では、2023（令和5）年11月に海上自衛隊警務隊が4名を逮捕していたが、同省は当該事実について、2024（令和6）年7月18日深夜まで木原防衛大臣に対する報告を行っていなかったことを後日、公表した。

海上自衛官に特定秘密漏えい事案が多発した背景には、慢性的な人手不足や増大する任務があるとの指摘のほか、「特別防衛秘密⁴³」の取扱者である自衛官に対し、特定秘密保護法上の義務を二重に課すことの必要性を問う声も聞かれる。また、熟練潜水員等が今回の処分を契機に離職した場合の防衛力の低下を懸念する見方がある⁴⁴。

(3) 潜水艦修理契約・特別防衛監察

2024（令和6）年4月、川崎重工から防衛省へ通報があり、同社が大阪国税局の税務調査を受けたところ、①両者間の潜水艦修理契約に関し、同社と取引先企業との間に架空取引があったこと、②架空取引で捻出した資金を使った金品の購入及び飲食があったこと、

⁴⁰ 「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」。同会議の構成は、議長（内閣総理大臣）、副議長（内閣官房長官、防衛大臣）及び構成員（国家公務員制度担当大臣、国家公安委員会委員長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣）

⁴¹ 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）

⁴² 自衛官が潜水器具を着用して潜水作業に従事したときに支給される。正式名称は「異常圧力内作業等手当」（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）別表第五（第9条の8関係））

⁴³ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）上、米国から供与された装備品等の取扱者には、当該品の公になっていない情報（構造、性能等）を秘密として守る義務が課せられている。

⁴⁴ 『東京新聞』（2024.7.12）、『産経新聞』（2024.8.18）（2024.8.22）、『毎日新聞』（2024.8.21）など

③金品及び飲食については同社から潜水艦乗組員に提供されていたこと等が判明した。

通報を受けた同省は、海上幕僚監部に一般事故調査委員会を立ち上げ、契約をめぐる不適切な行為及び隊員の規律違反の疑いについて調査を実施するとともに、防衛装備庁において同社の架空取引等に伴って同省側に過払いが生じていなかったか、臨時調査を実施している。

また、海上幕僚監部と防衛装備庁において調査が続けられる中、同省は、同年7月5日、木原防衛大臣の指示により、海上自衛官と契約の相手方との関係及び契約の適正性に関する特別防衛監察の実施を決定した。同省は、監察結果が判明次第、厳正な対処を行うこととする一方、防衛関連企業に対し、類似の事案がないか、自社点検の実施を要請した。

本事案については、不適切な行為が始まった経緯のほか、潜水艦乗組員や海上自衛隊に限定された問題であるのかなど、不明な点が多く、事実関係の早期公表が求められるが、監察結果は、まだ公表されていない。

内容についての問合せ先

安全保障調査室 小池首席調査員（内線 68620）